

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月1日 10時00分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港 大分港LNGシーバース灯から真方位262° 140m付近 (概位 北緯33° 16.6′ 東経131° 42.6′)
事故の概要	作業船アイリス6は、北西進中、また、プレジャーボートKOUTETUは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 アイリス6、4.4トン 293-33820大分、個人所有 B プレジャーボート KOUTETU、0.6トン 294-11554大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂及びオーニングに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員4人を乗せ、平成29年11月1日09時50分ごろ大分港内の水質調査を終え、同港住吉泊地に向けて同港6号地沖を発進した。 船長Aは、船首方に他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないと思い、北西進していたところ、10時00分ごろB船と衝突した。 船長Aは、衝突の約2分前に目視で船首方を確認したとき、船首方に他船を見掛けなかったが、B船が小さかったため、見落としたのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、船首を北西方に向けて錨泊した。 船長Bは、船尾部中央で後方を向いて釣りをしていたところ、船尾方から接近するA船を認めしたが、ふだんから他船が錨泊中のB船を避けてくれていたので、A船が錨泊中のB船を避けると思い、錨泊を続けた。 B船は、船長Bが、A船が針路及び速力を変えずに接近するので、

	両手を振ったが、A船と衝突した。
分析	<p>A船は、北西進中、船長Aが、目視で船首方を確認した際、見張りを適切に行っていなかったことから、航行の支障となる船舶はいないと思い、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、船尾方から接近するA船を認めた際、ふだんから他船が錨泊中のB船を避けていたので、A船が錨泊中のB船を避けると思い、錨泊を続けて衝突を避けるための措置を採らなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、錨泊を続けて衝突を避けるための措置を採らなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、小さい船舶を見落すことのないよう常時適切な見張りを行うこと。 ・錨泊中であっても、自船に向けて接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。